

令和3年4月16日

保護者の皆様

千葉市立千葉高等学校長

地震・津波に備えた対策及び大規模地震時の対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

首都圏においては、近い将来、大規模地震が高い確率で発生すると言われており、本市においても被害想定がされています。本校では、非常時に備えた対応を下記のとおりとしておりますので、内容をご確認ください。

記

1 学校における日常の地震・津波対策

(1) 学校施設の安全点検

定期的な校舎の安全点検の実施、転倒物・重量物等の転倒防止対策 等

(2) 学校施設設備の状況の確認

(3) 非常用飲料水・食料の確保

(4) 各自治体の防災地図（ハザードマップ）等を各自で確認するよう周知

「地震ハザードマップ」「津波ハザードマップ」「避難場所マップ」等

※千葉市地震・風水害ハザードマップ

<https://www.city.chiba.jp/somu/bosai/2019jisinfusuigaihazardmap.html>

2 避難訓練・防災教育の充実

(1) 避難訓練

・実際に災害が発生した際の行動として、自助・共助・公助の精神が重要であることが理解できるよう実施する。

(2) 防災教育

①学校教育活動全体を通し、防災意識の向上を図る。

②避難訓練を通して、適切な状況判断力と冷静な行動力の定着を図る。

3 大規模地震時の初期対応

(1) 生徒の在校中に地震が発生した場合

①安全確保行動（活動場所で身を守る行動）

②避難場所への移動（「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」）

③災害情報をもとに、「保護者へ連絡」、「引き渡し・学校留め置き・（保護者了承のもと自力帰宅）」等を判断する。

【「引き渡し・学校留め置き・（保護者了承のもと自力帰宅）」について】

千葉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、まずは学校で生徒を保護する。

学校施設の被害状況、電気・水道・ガス等の状況、大津波警報・津波警報の発表状況等を把握し、「校内で保護」か「別の場所（広域避難場所等）で保護」か判断する。

自力帰宅については、保護者の了承に加え、学校が通学路の状況、保護者の帰宅状況等を確認した上で対応を判断する。

(2) 生徒の登下校中に地震が発生した場合

①頭部の保護、落下物や建物・塀の倒壊の恐れがない場所へ移動する。

②下校中の場合、学校が近い場合は学校へ避難、学校から遠い場合は最寄りの避難

場所・自宅・家庭での待ち合わせ場所に避難する。

③地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。（余震が起こることを想定して行動）

(3) 生徒の在宅時に地震が発生した場合

児童生徒の下校後から翌日午前7時までの間に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は自宅待機とする。解除の連絡は、校内および学区の安全を確認した後、本校の緊急連絡メールとホームページにて連絡します。